

白山市立松陽小学校「いじめ防止基本方針」

平成 3 1 年 4 月

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るという危険性をもはらんでいる。本校でも、一定の解消はあったもののいじめと認識し、注意深く見守っている事例がある。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 1 3 条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

留意点

- ・個々行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
- ・この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

3 いじめ防止のための取り組み～安心して過ごせる・安全で気持ちの良い学校～

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となって継続的に取り組む。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要になる。加えて、全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

- (1) 教員の資質向上
 - ・いじめに対する共通理解
 - ・いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ・自己有用感や自己肯定感を育む指導
- (2) 日々の授業を中心とした学級経営
 - ・学習のしかたを身につけ、分かる授業づくり
 - ・話し方、聞き方の指導
 - ・友達と考えを交流しながら学んでいく姿勢づくり
 - ・授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会をつくる
- (3) 道徳教育の充実
 - ・いじめ防止や生命尊重等をねらいとした授業の実践
 - ・児童の実態に合った、教材、資料の検討
- (4) 特別活動の充実
 - ・高学年の自己有用感を育てる、たてわり班での活動や異学年交流の推進
 - ・他者と認め合い、つながる話し合いをもとに進める行事
 - ・見通しをもって企画運営し、解決していく学級・クラブ・委員会活動の充実
- (5) インターネット等を通じてのいじめに対する対策
 - ・インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める
 - ・発達段階に応じた、情報モラル教育の実施
- (6) 児童、保護者への啓発活動
 - ・いじめ問題に対する基本方針を明らかにする。
 - ・学校便り等を活用して、いじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。

(7) 年間計画

月	取組内容
4 月	生徒指導校内研修の実施 職員会議で気になる児童の情報共有 いじめアンケートの実施
5 月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動
6 月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動
7 月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動 第一回いじめ対応アドバイザー会議
8 月	前期学校評価の検証とふりかえり 職員会議で気になる児童の情報共有 1 学期のいじめアンケートの検証
9 月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有

	P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動
10月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動
11月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動 第二回いじめ対応アドバイザー会議
12月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動 2学期のいじめアンケートの検証
1月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動
2月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動
3月	いじめアンケートの実施 職員会議で気になる児童の情報共有 P T A 役員、生活委員会によるあいさつ運動

4 いじめの早期発見の取り組み ～小さなことにも敏感に～

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全職員が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。また、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付くにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

(1) 日々の観察

- ・児童と共に過ごす時間を積極的に確保し、休み時間などの様子も注意深く観察する。
- ・日記や生活ノート等を活用して、表れにくい児童の思いも拾う。

(2) 情報の共有

- ・こまめで日常的な職員間での情報交換
- ・保健室や級外の先生からの情報提供
- ・職員会議での気になる児童の様子 of 共通理解
- ・児童からの情報の活用

(3) いじめ調査等

定期的にいじめや悩みがないか、アンケートを実施し、面談をする。

- ・月一回のともだちアンケート（友人関係においていじめられたり、いやな思いをしたりしていないか調査する。）
- ・学期一回のなやみそうだんアンケート（友人関係だけでなく、学校内外も含めて悩んでいることを調査する。）

- ・教師がいじめや悩みを見逃さないように、ともだちアンケート・なやみそうだんアンケートは学年で交換してチェックする。その後、管理職、生徒指導主事がチェックする。
- ・事後三ヶ月間、月に一回様子を観察して記録する。

(4) 相談体制

- ・教育相談員による児童、保護者対象の相談
- ・スクールカウンセラーの活用

(5) 教職員の研修

- ・いじめ防止等のための研修を計画的に行う。

5 いじめへの対処 ～早期に、組織的対処～

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携をとる。

(1) いじめ問題対策チームを構成する。

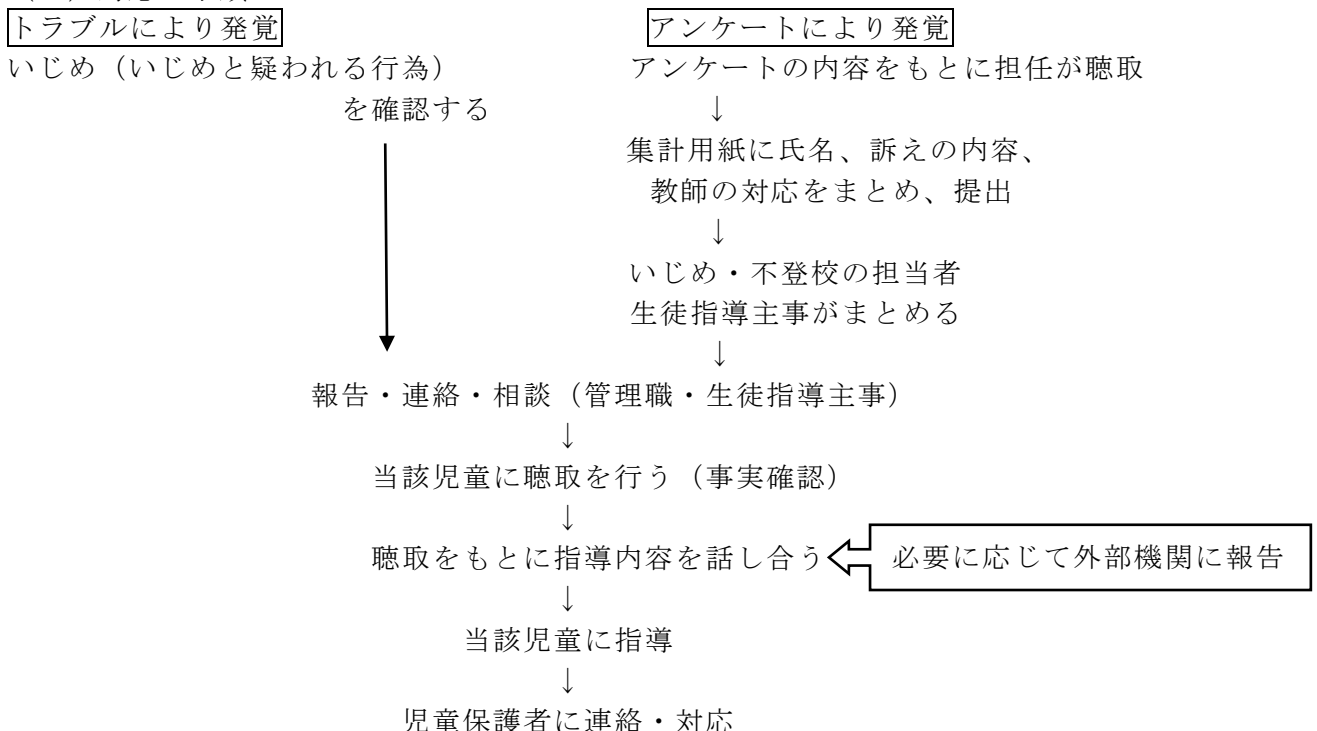
構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、情報担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザーとする。

(2) 基本的対応

- ・常時、生徒指導上気づいたこと、問題等を報告しあい、職員間の共通理解を図る。
- ・全校に関わる指導について意見交換し、指導のずれが起こらないように調整する。
- ・学校外の対応について、窓口は管理職に一本化する。対応は全職員共通理解する。

(3) 対応の手順



(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき

(2) 重大事態の報告

- ・ただちに、市教育委員会に報告を行う。
- ・市教育委員会の「いじめ防止基本方針」に従い、調査、措置を行う。

(3) 調査の実施

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施を行うことに留意する。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。